平成２２年（フ）第６７号
鳥取県鳥取市河原町渡一木157番地１　スターブライト201号、旧住所鳥取県鳥取市吉成156番地３　ももさきＡ―102号
破産者　内田　瑞穂
１　決定年月日　平成22年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第７５号
山口県宇部市大字西岐波1942番地11、開始決定時の住所山口県宇部市大字西岐波1141番地２
破産者　岡田　兼治
１　決定年月日　平成22年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第６８号
熊本県天草市深海町692番地、開始決定時の住所熊本県菊池郡菊陽町津久礼3069番地８
破産者　本田　慎児
１　決定年月日　平成22年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２０年（フ）第６８６号
大分県別府市石垣西９丁目４番23号
破産者　波多野一実
１　決定年月日　平成22年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５１９号
大分県別府市大字南立石1704番地の３、開始決定時の住所大分県別府市大字南石垣1518番地の582
破産者　甲斐　　始
１　決定年月日　平成22年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１０８号
大分県別府市大字鶴見4548番地の143
破産者　早田　雄平
１　決定年月日　平成22年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１２号
宮崎市清武町新町２丁目９番地18　ディアコート108号、開始決定時の住所宮崎県延岡市愛宕町１丁目３番地２
破産者　河井　裕樹
１　決定年月日　平成22年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１３６号
静岡市清水区江尻町８番８号、開始決定時の住所静岡市清水区江尻町８番１号
破産者　杉山　伴子
１　決定年月日　平成22年６月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７３号
青森市勝田２丁目18番２号　サニーパーク平和公園103号、開始決定時の住所青森市桜川８丁目18番２号
破産者　山下　康博
１　決定年月日　平成22年６月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３４２号
東京都足立区佐野２丁目25番５号　フォーレ佐野105
破産者　遠藤　仁志
１　決定年月日　平成22年６月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３１号
金沢市横川５丁目20番地、開始決定時の住所金沢市若松町１丁目74番地
破産者　坂田　宗聖
１　決定年月日　平成22年６月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２８号
金沢市大桑町ナ24番地19
破産者　山田　洋美
１　決定年月日　平成22年６月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第２７８号
千葉県千葉市若葉区みつわ台２丁目27番９号　グランドサン五番館202号、開始決定時の住所静岡県富士市鈴川東町２番16号
破産者　中世古康光
１　決定年月日　平成22年６月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第３９０号
大阪市平野区喜連西５丁目４番４―506号
破産者　冨永　　敦
１　決定年月日　平成22年６月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５８５号
三重県伊賀市桐ケ丘６丁目53番地、開始決定時の住所大阪府東大阪市御厨東２丁目５番27号
破産者　小野　敏郎
１　決定年月日　平成22年６月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６１１号
大阪市北区天満２丁目15番17号　メゾン梅鶴501号室
破産者　髙野　　昇
１　決定年月日　平成22年６月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７３２号
大阪府摂津市三島２―11―36　岸田マンション301号室
破産者　小池　和夫
１　決定年月日　平成22年６月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部